

平成29年4月1日

修了証の記載事項変更について(本籍地の記載廃止)

労働安全衛生規則等の一部改正により、平成29年4月1日以降は技能講習等の修了証から本籍地の記載が削除されます。

これに伴うお申込み手続きの変更がございますので、お知らせいたします。

1 受講申込書の改定

本籍地記入欄を削除した受講申込書へ改定しております。
お手数ですが、旧申込書をお持ちの場合は破棄していただき、
当所のホームページから新用紙を印刷してお使いいただきますよう
お願いいたします。

2 本籍地確認書類は不要

本籍地の確認は不要となるため、従来ご提出いただいております
「本籍地確認書類」の提出も不要になります。
(必要な添付書類は、各申込書に記載しております。)

3 修了証の書替

従来本籍地変更・氏名変更された方は修了証の書替が必要でしたが、
書替の必要な方は氏名変更された方のみとなります。

ご不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

〒712-8051 岡山県倉敷市中畝3丁目7-37

港湾労働災害防止協会 岡山支部
水島港湾技能教習所

TEL 086-455-2210

FAX 086-455-4160